

## 第2回 保安検査に関する有識者会議 議事概要

日時：令和2年7月3日（金）15：00～17：00

場所：九段第2合同庁舎 14階共用会議室

### 議事概要

<議事1：「第1回会議を踏まえた論点の整理について」>（資料1）

【事務局（航空局）】

○資料1に沿って説明

<議事2：「関係者からの意見聴取について」>（資料3、資料4、資料5、資料6）

【大塚委員、住野委員、名和委員、福田委員】

○資料3、資料4、資料5、資料6に沿って各委員よりそれぞれ説明。

【名和委員※資料外のご意見】

○事務委任方式は導入してまだ日が浅く、スキームを短期間で変更することは、制度の安定的な運用という観点からも望ましくないことから、短期的には、事務委任方式を継続すべき。

○中長期的には、国、航空会社、空港、検査会社の役割分担について検討すべきであるが、保安責任主体にすべてを任せればよいということではなく、それぞれが役割を果たすべき。関係者がしっかりと連携して、厳格な保安検査を効率的に実施することが重要。

○高度な保安検査機器の導入に関しては、機器そのものが高額であるほか、空港施設の改修が必要となるなど、多額の経費を要することから、国の補助を拡充することなどにより、利用者や空港の設置管理者等の負担の軽減が図られるべき。

○検査員への教育訓練について、国が共通のカリキュラムを作成したり、国が保安検査マニュアルを整備したりするなど、国の関与を強化する方向で検討すべき。

<議事3：「意見交換」>

【板橋委員】

○保安検査の位置付けについて、航空法で明記するべきであり、できればオリンピック、パラリンピックまでに進めるべき。保安検査の義務化の対象はクリーンエリアに入る全員とし、罰則も検討していただきたい。

○保安検査の役割分担については、主体は国として、できれば法的に明記するのが望ましいのではないかと。直接国が保安検査を実施するのではなく、現在一部の空港会社で行っている保安検査業務の事務委任に国から空港へ委任するやり方もあるだろう。空港関係者間で連携することが大事であり、（国主体を法的に明記するのにあわせて）関係者の協力義務を明記してはどうか。

○財源については、受益者負担で良いと思う。旅客自身が保安検査により「テロや犯罪から守られる（安全・安心）」という益を受けているにもかかわらず、我が国の場合にはその意識が薄い。旅客が保安検査に関する費用を負担することで、保安検査の意義やメリットを意識してもらうことも必要ではないか。

○保安検査の質的・量的向上に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮すると、接触を避ける検査が今後は必要になる。例えば人や物の検査を一気通貫で行えるようなシステムがあれば、狭隘な我が国の空港にも有効であり、そのようなシステムの開発に国も協力してはどうか。

○保安検査員の研修に関して、警備業法上の資格制度に加え、国が関与して全国統一的な仕組みを検討すべきではないか。

#### 【大屋委員】

○法律を改正したからといって人の行動がただちに変わるとは限らないため、（法律による）強制を人の行動変移にどう結びつけるかが重要ではないか。例えば、保安検査員が有事の際にいかに通報につながられるか、等について併せて整理する必要があるのではないかと。

○保安検査の責任主体である航空会社は、一定の安全水準を確保する「安全性」、定時運航などの「利便性」、旅客へのサービスなどの「顧客満足」という相反することを同時に達成しなければならない。そのため、委託を受けている検査会社や現場の検査員が都度決断をせまられることになり、ストレスの要因になっていると考えられる。

○クリーンエリアはつながっており、航空会社だけの責任というのは成立しないと考える。保安責任を航空会社から切り離すか、少なくとも航空会社の関与を間接的にするといった役割の見直しが必要ではないか。

#### 【矢ヶ崎委員】

○安心・安全は国家ブランドであり、根本的な価値があるのではないかと。

○保安検査を法的に位置付けるにあたっては、クリーンエリア内に入る人全員を対象にすべき。また、クリーンエリアに危険物等を持ち込むことは、他人を危険にさらすだけでなく、他人から時間を奪う機会損失にも繋がるため、しっかり規制するためにも罰則を規定

すべき。

○保安検査員に対する冒とく行為や暴行に対しても、検査員ヘリスペクトを持つ観点からしっかり罰則を設けるべきではないか。

○危険物の持ち込みから最近ではハッキングなど様々なリスクがある中で、空港全体の安全の観点では、最終的に責任を取るのは国であるとした上で、関係者が力を合わせてそれぞれの役割を果たしていくべきではないか。

○保安検査の量的・質的向上については、保安料を値上げし、受益者負担を求めた上で、各空港で先進機器の導入などの対策を進める上で足りない部分を国の予算で措置するという考え方で進めるべきではないか。

#### 【オブザーバー】

○保安検査業務の事務委任に関して、例えば、一部の国管理空港ではP F I 事業による国との契約の関係を踏まえて仕組みを構築する必要がある。

○保安料の値上げに関しては、必要な金額を徴収すべきと考えるが、徴収手続きの簡素化についても検討が必要。

#### 【戸崎座長】

○保安検査の位置付けについては概ね委員の意見は一致しているが、役割分担や質的・量的向上、財源については意見が分かれている部分もある。取りまとめにあたっては、委員の意向を最大限に踏まえた上で、短期的、中長期的といったロードマップの形で整理するのが良いのではないか。

→積極的に進める部分もある一方、進め方については政府内での検討も必要である。意見が分かれている部分について、取りまとめの中で方向性を示すこととしたい。

以上